② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

③ 参加表明書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤ 令和４年10月３日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵ 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

⑶ 代表者要件　構成員において決定された代表者が、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

⑷ 設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○・○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには4⑴②の認定を受けていない構成員が4⑴②の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、4⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出期限までに4⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

ただし、２②による場合は、特定通知を受けるまでには設計共同体としての資格の認定を受ける必要がある。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴ 設計共同体の名称は、「令和６年度浸水センサデータ収集提供・効果検証業務○○・○○設計共同体」とする。

⑵ 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」(令和６年４月１日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。ただし、２②による場合は、特定通知を受けるまでには設計共同体としての資格の認定を受ける必要がある。

競争参加者の資格に関する公示

令和４・５・６年度を有効期間とする独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の所掌する売買、賃借、請負、その他（工事の請負、調査、設計、測量等の役務の請負並びに用地の売買及び賃借を除く。以下、「物品購入等」という。）についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお製造（①　機械装置、②　軌道用品、③　電気用品に限る。）以外の取引品目に係る当機構の一般競争（指名競争）参加資格については、令和４・５・６年度を有効期間とする国の各省各庁における「物品の製造・販売等」に係る一般競争(指名競争）入札の入札参加資格（全省庁統一資格）を有していることを当機構の入札参加の条件とする。

令和６年４月１日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理事長　藤田　耕三

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　14

1　資格の種類及び調達する物品等の種類　競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は、次のとおりとする。

・製造

① 機械装置（軌道モータカー、架線作業車、マルチプルタイタンパ、鉄製トロ、スラブ軌道作業車、アスファルトモルタルミキサ、グラウトポンプ、特種車（軌陸装置付））

② 軌道用品（一般レール、分岐器、レール締結装置、まくらぎ、バラストマット、道床バラスト）

③ 電気用品（信号機器類、変電・電力機器類、通信機器類）

2　競争参加者の資格に係る基本となるべき事項

⑴ 資格　競争参加者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないものとする。

ア 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人。ただし、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。）

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

エ 次の㋐から㋖までに該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者

㋐ 契約の履行に当たり故意に物品製造等を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㋑ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合をした者

㋒ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

㋓ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

㋔ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

㋕ 当機構に提出した書類に虚偽の記載をした者

㋖ その他当機構に著しい損害を与えた者

㋗ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

㋘ 前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を入札代理人とし、又は契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

オ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

カ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）(添付書類を含む。以下「申請書類」という。）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑵ 資格審査　資格審査は申請書類の次の事項によって行う。

ア 随時の競争参加資格審査を申請をする日の属する月の初日（以下「審査基準日」という。）の直前２年間の各事業（営業）年度の年間平均実績高

イ 申請をする日の直前の事業（営業）年度の決算における自己資本額

ウ 申請をする日の直前の事業（営業）年度の決算における流動比率

エ 審査基準日における常勤職員数

オ 審査基準日までの営業年数

3　申請の時期、方法等

⑴ 随時申請の申請書類の提出時期及び方法

⑵に掲げる提出場所において、令和４・５・６年度分の随時審査の申請書類を郵送又は持参（以下「郵送等」という。）により申請を受け付ける。受付は、(行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。)10：00から11：30まで及び13：00から16：00までとする。